

## 令和3年度第1回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 令和3年8月20日(金)10時00分から11時22分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 3階 会議室
- 3 出席者 : 委員  
門田会長、稲田副会長、池田委員、関委員、福島委員、福本委員  
実施機関  
在宅療養推進課 都築課長、松岡補佐  
教職員・福利課 高田チーフ、橋田主査  
事務局  
法務文書課 小谷課長補佐、伊藤チーフ、西川
- 4 会議した事案の件名
  - (1) 会長、副会長の選任
  - (2) 諮問案件
    - ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項について
    - イ 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項について
    - ウ 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項について
    - エ 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項について
  - (3) 報告事項  
個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について
  - (4) その他
- 5 議事概要
  - (1) 会長、副会長の選任  
会長は門田委員、副会長は稲田委員とすることで、承認された。
  - (2) 諮問案件
    - ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項について
    - イ 個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項について
    - ウ 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項について  
在宅療養推進課から、「高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定(案)」を結ぶに当たり、要

配慮個人情報の収集、個人情報の本人以外からの収集及び個人情報の目的外提供についての諮問があった。

個人情報の収集に当たり、認知症又は認知症の疑いがある高齢者であっても本人同意が原則必要であり、同意を取ることが困難な場合は市町村が本人承諾に変わる手続をどのように取るのかという点が不明確であることから継続審議となった。

エ 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項について

教職員・福利課から、市町村立学校の諸手当・年末調整の申請・審査事務において、これまで書面で行っていた事務を市町村立学校諸手当・年末調整システムへ移行するため、教職員の個人情報についてオンライン結合による提供に関する事項の諮問があり、異議なく承認された。

(3) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった4所属7件の事項について承認した旨の報告があった。

(4) その他

事務局から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している高知県個人情報保護条例第27条を改正したことについての報告があった。